

第5回国際コンファレンス(2009年2月10日)

# 日本の決済システムの強化に向けた取組み

金融庁総務企画局  
決済システム強化推進室長  
高橋 康文



# 経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会「グローバル化改革専門調査会第1次報告—グローバル化の活力を成長へ—」(平成19年5月8日)(抜粋)

## 第Ⅱ部 真に競争力のある金融・資本市場の確立に向けて

1. 一層の制度整備を進め、東京市場をオープンでアクセスしやすいアジアの共通プラットフォームにする。

(略)

### (4) 決済システムの戦略的強化

- ① 決済システムは証券決済と資金決済が一体として効率的に機能することで、経済全体の信頼と安定に大きく寄与する重要なインフラとしての役割を担っているとともに、それ自体が金融ビジネスとしての可能性を秘めている。安定的かつ効率的で、外国とも円滑にアクセスできる決済システムの存在は、国際金融センターが備えるべき最も基本的な要件の一つである。このため、英語標記やSWIFTへの対応等、決済システムの国際標準化を図るとともに、決済期間の短縮化(国債・株式取引における決済期間を、現在の取引日+3日から取引日+1日に短縮)、利便性の向上(金融EDIの実現)、危機管理体制の強化(バックアップ体制や業務継続体制[BCP]の整備)等、決済システムの戦略的強化を早急に行うべきである。
- ② 決済システムのリスク管理を強化する観点から、決済システムに対して適切なモニタリングを行なうための関係当局の連携のあり方を明確化すべきである。また、決済システムの運営主体の意思決定や適切なガバナンスを確立する観点から、運営主体の自律性と責任能力を強化すべきである(株式会社化等)。
- ③ 諸外国との決済の円滑化を図るため、清算・決済機関の国際的な連携強化を図るべきである。

(略)

2. プロとしての高い力量をもち、責任を自覚したプレーヤーによるイノベーションを促進し、資産運用力を強化する。

(略)

### (2) ナローバンクやキャプティブ保険を可能とする特定免許の新設

- 金融取引や企業活動の多様化・高度化が進む中で、ナローバンク(決済専門銀行)やキャプティブ保険等、従来の業法が想定していなかった新たな金融サービスに対するニーズが高まっている。このため、銀行、保険について、フル免許ではない簡易な特定免許を新設し、これらによる新たな金融活動を行なうことを可能とすべきである。

# 金融審議会金融分科会我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ「中間論点整理(第一次)」 (平成19年6月13日)(抜粋)

## Ⅱ. 検討課題

(略)

### 2. 制度を含むインフラ

(略)

#### (2) その他の制度インフラ

##### ・ 決済システム

- 一 決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、その安全性、効率性及び利便性の高さは、金融・資本市場の国際的な競争力を左右する極めて重要な要素の一つである。

現在、決済システムについては、資金決済における日銀ネットの次世代RTGS(Real Time Gross Settlement:即時グロス決済)化や、証券決済における株券等のペーパーレス化等、その改善に向けた取組みが進められているが、我が国金融・資本市場の国際的な競争力を強化するためには、情報通信技術の高度化、金融・資本取引のクロスボーダー化等の流れに対応し、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることが重要である。

今後、決済システムの強化に向け、関係者が主体的かつ積極的に取り組んでいくことが期待されるとともに、決済システムに関する様々な論点につき、引き続き幅広い観点から専門的な検討を進めていく必要がある。

(略)

## Ⅲ. おわりに

(略)

- これらの課題を実現するためには、実効性ある推進体制を構築する必要がある。こうしたことから、金融・資本市場改革に関する幅広い課題を、例えば、「金融・資本市場競争力強化プラン(仮称)」という包括的なパッケージとして、内閣の重要課題と位置づけ、それぞれの課題の優先順位、実施時期の目標等を可能な限り明確にし、できるものからスピード感をもって取り組むべきである。
- 特に制度的な対応が必要となる課題については、今後、金融審議会では整理した上で、適切な場において、法制面等を含め更に検討を深められたい。

## I. 信頼と活力のある市場の構築

### 3. 安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等の構築

決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のためには、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることが重要である。

#### (1) 資金決済システム

資金決済システムについて、平成23年度を目標として大口資金取引のRTGS(即時グロス決済)化に向けた取組みを進めるとともに、平成23年度に稼働開始予定の第6次全銀システムにおいて国際標準化や顧客ニーズへの対応などの取組みを推進する。

#### (2) 証券決済システム

証券決済システムについて、平成21年1月を目標とした株券電子化の円滑な実施に向けた取組みを進める。その後、国債取引の決済期間の短縮化を目指し、STP化の促進やレポ市場の拡大等に向けた市場関係者間における検討を推進する。

(注)STP(Straight Through Processing):注文から決済に至るまでの一連の取引プロセスを、人手を介さずにシームレスに行うこと。

#### (3) リテール決済

情報通信技術の革新等の進展に伴い、いわゆる電子マネー等の決済に関する新しいサービスが普及・発達してきている。これに対応し、利用者保護、決済システムの安全性・効率性・利便性の向上やイノベーションの促進の観点から、その制度的枠組みのあり方について検討を進め、平成20年春頃より金融審議会での審議を開始する。

#### (4) 電子記録債権制度

平成19年通常国会で成立した電子記録債権法に基づく電子記録債権制度は、事業者の資金調達の円滑化に資する決済インフラとして利用されるなど新たな金融インフラとなるものである。同制度の円滑な導入に向けて、平成20年中の政省令等の策定や、電子債権記録機関の設立に向けた関係者との連携を行うとともに、記録様式等の必要な標準化、利用者への普及啓発等の取組みを推進する。

## 主なIC型プリペイドカードの普及状況

	Edy	Suica	ICOCA	PASMO	nanaco	WAON
運営主体	ビットワレット	JR東日本	JR西日本	パスモ	アイワイ・カード・サービス	イオン
開始年月	01年11月	04年03月	05年10月	07年03月	07年04月	07年04月
発行枚数 (万枚)	4,180 (08年08月現在)	2,287 (08年07月現在)	332 (07年11月現在)	973 (08年07月現在)	563 (08年03月現在)	510 (08年07月現在)
加盟店舗数 (利用可能店舗数)	77,000 (08年08月現在)	52,320 (08年07月現在)	5,500 (07年11月現在)	4,950 (08年03月現在)	19,673 (08年05月現在)	25,000 (08年07月現在)

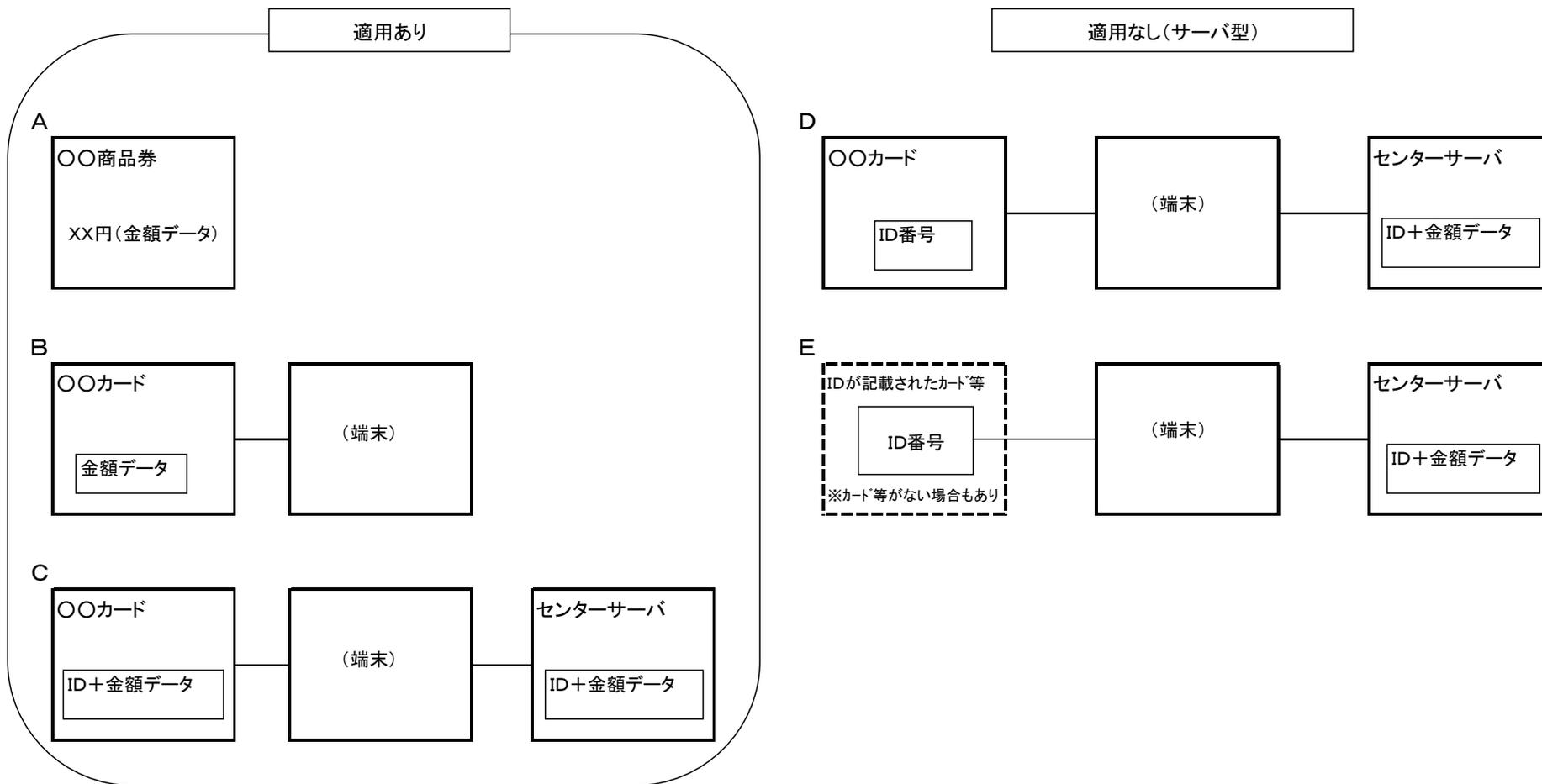
出所: 各社ホームページより金融庁作成

# 前払式証票規制法(現行)の概要

- 「発行等の業務の適正な運営を確保することにより、前払式証票の購入者等の利益を保護するとともに、前払式証票に係る信用の維持に資すること」を目的として、平成元年に制定。
- 「前払式証票」の定義
  - ①対価を得て発行される、
  - ②金額、物品・役務の数量等が記載(記録)された証票等であり、
  - ③提示、交付その他の方法により、代価の弁済や物品の給付請求等に使用できるもの

※ただし、入場券や乗車券、発行日から6ヶ月以内限りに使用できるもの、国・地方公共団体が発行するもの等は除外。
- 主な規制
  - (1)登録・届出制
    - ・自家型発行者については、基準日(3、9月末)未使用残高が700万円を超えた場合に届出。
    - ・第三者型発行者については事前登録。登録には財産的基礎等を満たすことが必要。
      - ※自家型:その利用対象となる商品・役務が発行者(密接関係者)自身が提供するものに限られる前払式証票
      - ※第三者型:自家型発行者以外の前払式証票
  - (2)発行保証金の供託等
    - ・前受金保全措置として、基準日未使用残高が1,000万円を超えた場合、基準日未使用残高の2分の1以上の発行保証金を供託することを義務付け(金融機関等との保全契約によることも可)。
    - ・発行者の倒産等により前払式証票が使用不可となった場合は、前払式証票の所有者に発行保証金を還付。
  - (3)その他
    - ・発行者に対し、発行する前払式証票に発行者の氏名、住所、証票金額等、有効期限等を表示することを義務付け。
    - ・帳簿作成・保存義務、報告書提出義務や、第三者型発行者に対する立入検査・業務改善命令等を規定。
- 前払式証票の発行者は、前払式証票の購入者等の利益保護等を目的として、前払式証票発行協会を設立することができる旨規定。

# 前払式証票規制法(現行)の適用対象と前払式支払手段



# 主な前払式支払手段

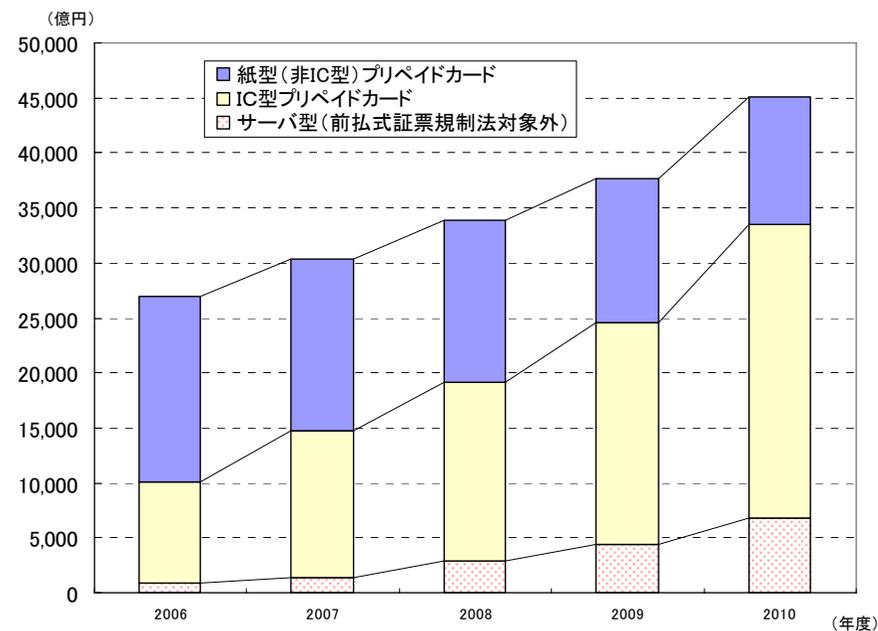
サービスの類型		名称等（企業名）					
前払式証券規制法（現行） 対象	紙型（非IC型）	全国百貨店共通商品券 （各百貨店）	ビール共通券 （全国酒販協同組合連 合会）	全国共通おこめ券 （全国米穀販売事業共 済協同組合）	全国共通図書カード （日本図書普及）	テレホンカード （東日本電信電話）	Quoカード （クオカード）
	IC型	Edy （ビットワレット）	Suica （JR東日本）	ICOCA （JR西日本）	PASMO （パスモ）	nanaco （アイワイカードサー ビス）	WAON （イオン）
前払式証券規制法 （現行） 対象外	サーバ型	WebMoney （ウェブマネー）	BitCash （ビットキャッシュ）	ちょコム （NTTコミュニケー ションズ）	プレイステーション ネットワークカード/ チケット （ソニーコンピュータ エンタテインメント）	タカシマヤギフトカー ド （高島屋）	スターバックスカード （スターバックスコー ヒージャパン）

出所：各社ホームページより金融庁作成

# 前払式支払手段の規模

(単位:億円)

決済方式	年度	実績		予測		
		2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
紙型(非IC型)	発行額	16,910	15,597	14,666	13,157	11,670
	前年度比	—	92.2%	94.0%	89.7%	88.7%
IC型	発行額	9,182	13,303	16,282	20,083	26,674
	前年度比	—	144.9%	122.4%	123.3%	132.8%
サーバ型(前払式証票規制法対象外)	発行額	846	1,433	2,879	4,427	6,797
	前年度比	—	169.4%	201.0%	153.8%	153.5%
合計	発行額	26,937	30,333	33,828	37,667	45,141
	前年度比	—	112.6%	111.5%	111.3%	119.8%



出所：株式会社矢野経済研究所「プリペイド決済市場に関する調査結果」  
プレスリリース資料（2008年1月）をもとに再構成

## 為替取引に関する規制

### ○銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)(抄)

第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

2 この法律において「銀行業」とは、次に掲げるいずれかを行う営業をいう。

- 一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。
- 二 為替取引を行うこと。

3～16 (略)

第四条 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

2～5 (略)

## 外国における銀行以外の資金移動サービス業者の例

- ウェスタン・ユニオン(米国コロラド州、1851年創立)
- ペイパル(米国カリフォルニア州、1998年創立)
- マイクロファイナンス・インターナショナル(米国ワシントンDC、2003年に旧東京銀行出身者が創立)
- マネー・ブッカーズ(英国、2001年創立)

# 内国為替取扱高等の現状

## 1. 内国為替の業態別平均取扱高・一件当たり取扱高等

	都市銀行	地方銀行	第二地銀	信金中金・信用金庫	全信組連・信用組合	主要コンビニ4社による 収納代行取扱高平均	主要代引業者2社による サービス取扱高平均
平均取扱高	270兆4,427億円	7兆13億円	2兆3,394億円	3,811億円	690億円	1兆5,804億円	1兆1,137億円
一件当たり 取扱高	255万1,081円	117万5,688円	106万5,885円	81万1,684円	108万1,209円	9,383円	11,953円

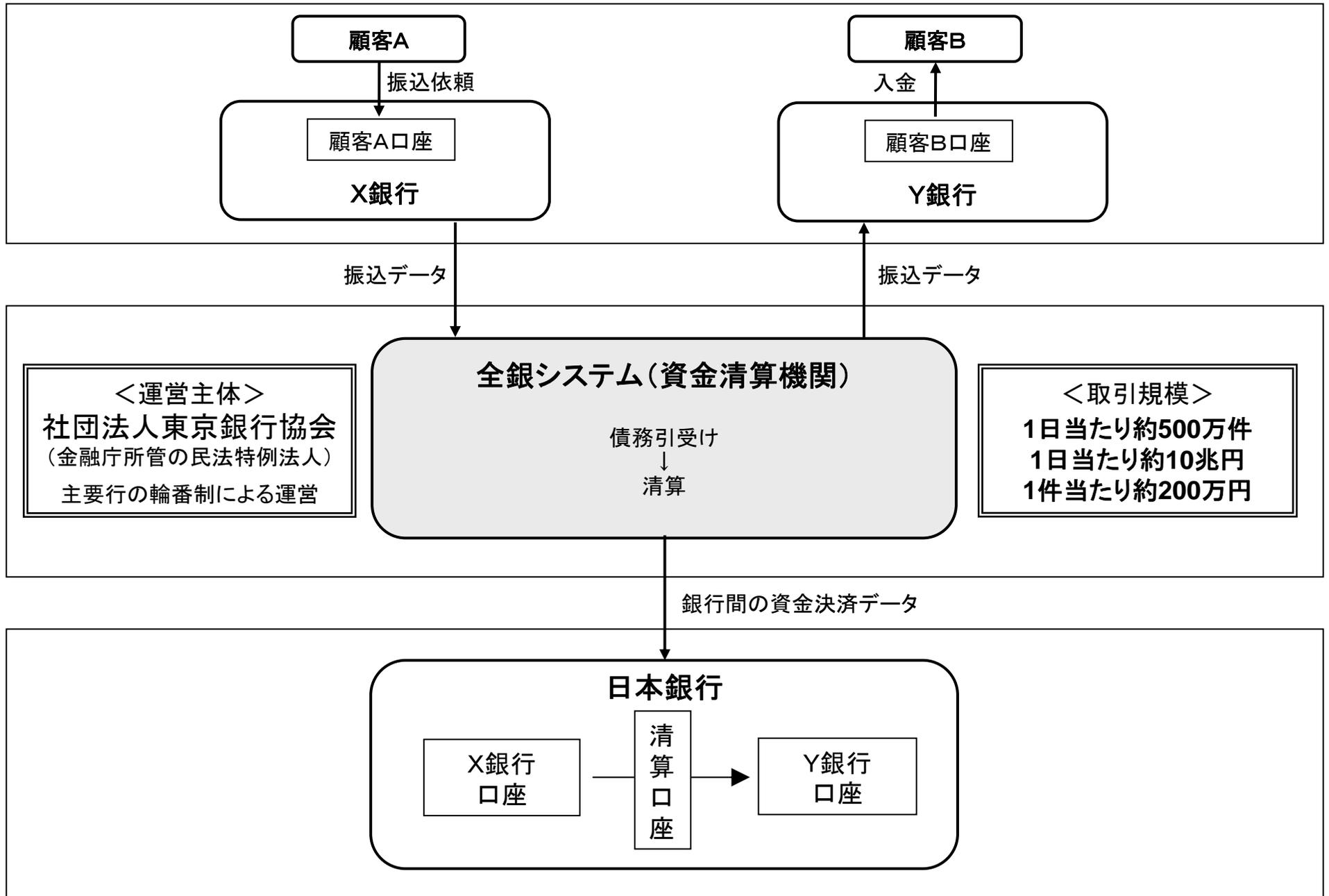
## 2. 内国為替の一営業日当たり取扱高(業態別平均)の試算等

	都市銀行	地方銀行	第二地銀	信金中金・信用金庫	全信組連・信用組合	収納代行サービス等の資金滞留額(試算)	
						A社のケース	B社のケース
一営業日 当たり取扱高 (業態別平均)	1兆1,038億円	286億円	95億円	16億円	3億円	495億円	300億円
当座預金 平均残高	3兆3,729億円	1,133億円	406億円	96億円	12億円		
普通預金 平均残高	20兆7,099億円	1兆3,733億円	4,450億円	1,214億円	241億円		

# 各国における決済サービスに関する規制

		日本	米国	EU	英国
資金移動サービス(送金等)	根拠法令	銀行法	ニューヨーク州送金業者法	EU 決済サービス指令 ※加盟国は、2009年11月1日までに国内法施行	-
	監督規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免許(銀行)</li> <li>※ 送金は、銀行業(為替取引)にあたり、銀行しか行えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免許(送金業者)</li> <li>※ 銀行は、送金業者法の規制を受けず、送金ができる。</li> <li>・営業保証金(50万ドル以上)</li> <li>・運用規制(未済・未使用残高以上の流動性資産保有)</li> <li>・他業禁止規制なし</li> </ul> <p>〔送金とは、送金のための資金の受入、その送金、Check(小切手、手形、トラベラーズチェック、マネーオーダーその他の送金又は支払いのための手段)の売買。Bill payment services も含まれる。〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免許(決済機関)</li> <li>※ 信用機関は、決済機関の免許を取得することなく決済サービスを提供できる。</li> <li>・当初資本(2万~12.5万ユーロ以上)</li> <li>・自己資金の維持(算定方法は加盟国の判断)</li> <li>・顧客資産保全義務(兼業の場合のみ)</li> <li>・他業禁止規制なし</li> </ul> <p>【加盟国の判断により小額取引業者を登録制とすることが可能。】</p> <p>〔決済サービスとは、口座への入金・出金、取引執行(自動引落等)、支払手段の発行、送金、携帯電話等による決済取引の執行。Bill payment services も含まれる。〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 現在規制はないが、決済サービス指令の国内法制化の準備が行われており、決済機関を金融サービス市場法の下で規制予定。</li> </ul>
	上限	利用上限なし	利用上限なし	利用上限なし	-
	マネロン	規制対象(犯罪収益移転防止法)	規制対象(銀行秘密法・愛国者法)	規制対象(マネーローンダリング防止指令)	規制対象(マネーローンダリング規則)
	セーフティネット	あり	なし	なし	-
資金前払サービス(プリペイド)	根拠法令	前払式証券の規制等に関する法律	ニューヨーク州送金業者法	EU 電子マネー指令	金融サービス市場法
	監督規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者型(登録)、自家型(届出)</li> <li>※ 銀行であってもプリカ法上の登録等が必要。</li> <li>・資本規制(1億円以上等(第三者型のみ))</li> <li>・供託義務(未使用残高の1/2以上(未使用残高1000万円超の場合))</li> <li>・他業禁止規制なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 送金の一つとして取扱われ、送金と同じ規制を受けるが、第三者型・電子媒体のみ規制対象。</li> <li>※ 第三者型ストアードバリューは、通常、銀行口座において資金がプールされる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免許(電子マネー機関)</li> <li>※ 信用機関は、電子マネー機関の免許を取得することなく電子マネーを発行できる。</li> <li>・当初資本(100万ユーロ以上)</li> <li>・自己資金の維持(未使用残高の2%以上)</li> <li>・運用規制(未使用残高以上の流動性資産の保有)</li> <li>・他業禁止</li> <li>・第三者型・電子媒体のみ規制対象</li> </ul> <p>【加盟国の判断により小額電子マネー発行者等を適用除外とすることが可能。】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免許(電子マネー機関)</li> <li>※ 銀行でも、電子マネー発行の免許が必要。</li> <li>・当初資本(100万ユーロ以上)</li> <li>・自己資金の維持(未使用残高の2%以上)</li> <li>・運用規制(未使用残高以上の流動性資産の保有)</li> <li>・他業禁止</li> <li>・第三者型・電子媒体のみ規制対象</li> </ul> <p>【小額電子マネー発行者等を適用除外】</p>
	上限等	利用上限なし	利用上限なし 換金自由	利用上限なし 換金義務	利用上限なし 換金義務
	マネロン	なし	規制対象(銀行秘密法・愛国者法)	規制対象(マネーローンダリング防止指令)	規制対象(マネーローンダリング規則)
	セーフティネット	なし	なし	なし	なし

# 銀行間の資金決済



# わが国の銀行間の資金決済を巡る主な動き

1973年4月	東京銀行協会(以下、「東銀協」、全国銀行内国為替制度(以下、「内為制度」)の開始、全国銀行データ通信システム(以下、「全銀システム」)稼働
1974年4月	内為制度、決済期間短縮(T+2決済→T+1決済)
1979年2月	第2次全銀システム稼働
1980年10月	東銀協、外国為替円決済制度(以下、「外為円決済制度」)の開始
1987年11月	第3次全銀システム稼働
1988年10月	日本銀行金融ネットワークシステム(以下、「日銀ネット」)(当預系)の対外オンライン接続開始
1989年3月	日銀ネット(外為円決済関係事務)稼働
1990年2月	東銀協、全国キャッシュサービス(MICS)稼働
1990年7月	内為制度、仕向超過限度額管理の本格実施
1993年3月	内為制度、同日決済化(T+1決済→T+0決済) 日銀ネット(当預系)の稼働時間延長(終了時刻:午後3時→午後5時)
1994年11月	外為市場売買の円資金決済を手形交換から外為円決済制度に一元化
1995年11月	第4次全銀システム稼働
1998年12月	外為円決済制度、間接参加制度の導入、リスク管理策に関する制度改正(ネット受取限度額および仕向超過限度額の導入、損失分担ルールの見直し、担保スキームおよび流動性供給スキームの構築等)
2001年1月	日本銀行、当座預金決済および国債決済のRTGS(Real Time Gross Settlement:即時グロス決済)化 新内国為替制度の発足
2002年5月	内為制度、仕向超過限度額に上限を設定 日銀ネット(当預系)のオンライン入力締切時刻の延長(終了時刻:午後5時→午後7時)
2002年9月	CLS本格開業
2002年12月	改正預金保険法成立(2003年4月施行)(決済債務および決済用預金の全額保護)
2003年11月	第5次全銀システム稼働
2005年8月	「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」成立(2006年2月施行)
2007年6月	「電子記録債権法」成立(2008年12月施行)
2008年10月	日本銀行、次世代RTGS第一期対応(流動性節約機能の導入および外為円決済の完全RTGS化)の実施

## V. 中期の勧告 決済システム

### (要約)

- 決済システムに関する連邦免許を創設する。
- 連邦免許の対象となる決済システムは、米国の金融システムおよび経済にシステムミックな重要性を有する決済システムに限る。
- 連邦準備制度は、システムミックに重要と判断した決済システムに対し、免許を付与し、規制し、監督を行う。
- 連邦準備制度は、このようなシステムを指定する広範な裁量と権限を有する。
- 連邦準備制度は、主導的な権限を付与されるとともに、必要に応じて連邦や州の関係機関と調整を行う責務も負う。連邦準備制度を連邦免許の付与された決済システムの第一義的な規制機関とするが、システムの性格によっては、その他の連邦機関が重要な役割を有することもあり得る（例えば、証券取引委員会など）。
- 連邦準備制度は、システムミックに重要な決済システムの安全性と効率性の確保を目的とした規制基準を策定する権限を有する。
- 連邦準備制度は、主導的な規制機関として、システムミックに重要な決済システムに対し立入調査を実施し、報告を受ける権限を有する。また、連邦準備制度は、例えば、業務停止命令や罰金等を通じて、こうしたシステムに対し、関連法、規則、基準の遵守を義務付ける権限を有する。

# 金融審議会金融分科会第二部会報告書「資金決済に関する制度整備について ― イノベーションの促進と利用者保護 ―」(平成21年1月14日)(概要)

## 1. リテールの資金決済

○ 次の事項について、実務面での検討を深め、制度整備を図ることが適当。

### ・前払式支払手段

- ― サーバ型前払式支払手段を、紙型・IC型前払式支払手段と同様に取り扱う。
- ― 自家型のものに対する監督規定の整備を行う。
- ― 自家型は届出制、第三者型は登録制などとされている現行の枠組みは維持する。
- ― 発行保証金の保全方法として、供託、金融機関等の保証に加え、信託の活用などを検討。
- ― 換金・返金は原則として禁止し、事業者が事業を廃止するなどの場合には換金・返金を義務づける。

### ・資金移動サービス(仮称)

- ― 銀行のみに認められてきた為替取引について、銀行以外の者が行うことを認める。
- ― 資金移動サービス事業者が破綻した場合の利用者保護を図り、社会的・経済的影響を最小限に抑えることが必要。
- ― 事業者に滞留する資金が全額保全されることが必要。
- ― 滞留資金額の保全方法について、倒産隔離を図りつつも、信託銀行等への信託を認めるなど事業者への配慮が必要。
- ― 資金移動サービス業者に対して犯罪収益移転防止法を課すことが必要。

○ いわゆるポイント・サービスや収納代行サービスについては、今後の検討課題。

## 2. 銀行間の資金決済

○ 全銀システムは現在公益法人(銀行を構成員とする特例民法法人である東京銀行協会)により運営されており、利用者ニーズに対応した利便性の高いシステムを実現すべく、より公正性・透明性の高いガバナンス体制を構築することが望ましい。

○ 全銀システムによる清算の効果を一段と確実なものとするため、法的安定性の更なる向上を図ることが望ましい。

○ 銀行間の資金決済について、諸外国や証券決済における制度を参考に、所要の制度整備を図ることが必要。

# 電子記録債権法

## 手形

- ・紙媒体を利用することに内在する、保管コストや紛失リスクの問題などから、手形の利用が減少  
(事業者の手形残高 72兆円(H2年度)→34兆円(H18年度))

## 売掛債権

- ・売掛債権は、債権の存在・発生原因を確認するためのコストや二重譲渡リスクがあるため、流動性に乏しく早期資金化が困難  
(事業者は209兆円にのぼる売掛金を保有(H18年度))

事業者の資金調達の円滑化等を図ることが必要。

電子的な記録によって権利の内容を定め、取引の安全・流動性の確保と利用者保護の要請に応える新たな制度を創設。

## 【法律の概要】

### (電子記録債権に関する私法上の規律)

- 電子記録債権の性質
  - ・磁気ディスク等をもって作成される記録原簿への電子記録を発生・譲渡の効力要件とする金銭債権
  - ・記録原簿の記録により、権利の内容を規定
- 電子記録債権の取引の安全の保護
  - ・善意取得や人的抗弁の切断の制度を創設
  - ・記録原簿上の債権者への支払につき支払免責の制度を創設
- その他
  - ・手形保証類似の独立性を有する電子記録保証や、電子記録債権を目的とする質権の制度を創設
  - ・記録事項の変更、電子債権記録業に関する電子債権記録機関の責任、債権記録等の開示等についての規定を整備

### (電子債権記録機関に対する監督等)

- 電子債権記録機関の業務の適正性の確保
  - ・主務大臣が申請を受け、財産的基盤や適切な業務遂行能力を有する株式会社を電子債権記録業を行う者として指定
  - ・公正性・中立性の確保や、他の事業からのリスクの遮断等の観点から、電子債権記録機関の兼業を禁止
  - ・業務の適切かつ確実な遂行を図るため、所要の検査・監督規定を整備
- その他
  - ・電子記録債権が金融商品として広く取引される場合に、金融商品取引法の規制を適用。

# 電子記録債権のイメージ

